

日本化学工業株式会社

1. 会社の概要

- (1) 会社名：日本化学工業株式会社
- (2) 所属部会：関東化学第一部会第1分科会
- (3) 業種：化学品製造
- (4) 資本金：57億5,711万円
(2010年10月現在)
従業員：666名(単独)
- (5) 創立：明治26年9月
- (6) 営業品目：燐製品，珪酸塩，バリウム塩，クロム塩の無機化学品を主力に，電子材料，有機化学品，農薬などの製造販売・輸出
- (7) 企業理念：

「人を大切に，技を大切に。化学に新しい風」
new Challenge<人> + new Creation<技> =
new Chemical

創業以来，百有余年，大きな社会変動を乗り越え，良質な化学工業製品を作り続けてきました。「人を大切に，技を大切に」を企業理念とし，伝統と実績を受け継ぎ「人」と「技」を両輪として化学に新しい風を吹き起こし，より良い製品とサービスによって，豊かな社会に貢献していくことを推進していきます。

- (8) CIマーク



- (9) 中期経営計画

2008年度から2010年度までの3ヵ年間の中期経営計画「RISING PLAN 2010」は，経営資源の有効活用を図りながら，高収益体質企業を実現し企業価値を増大させることを目標としており，化学品事業は生産体制の再編，有機事業は



本社棟（左）及び研究棟（右）

先行投資案件の生産・販売強化，電材事業は事業基盤の更なる強化に取り組んでおります。

2. 知的財産部門の概要

(1) 組織上の位置および名称

研究開発本部研究企画管理部に所属し，「知的財産グループ」と称する。

(2) 構成および人員

知的財産グループには，7名（内女子1名，弁理士1名）が所属しており，発明の発掘から出願・中間処理，権利維持，侵害調査，契約業務，係争関係，ライセンス，商標等の業務を遂行しています。また，管理業務の担当者は，期限管理，データ管理，補償金などの業務を行っています。契約業務の強化から契約専任者を配置しました。

(3) 沿革

当社は1893年に創業しました。それは明治中期，化学工業はまだ揺籃期，ほとんどの化学品は外国製品の輸入に依存していた時期です。そのなか創業者棚橋寅五郎はそんな国情を憂慮し，先ず国内に豊富にある海藻から沃土製造に着手し，その副生物の各種カリ塩を開発し，火

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

薬、肥料の製造にも成功しました。当時より特許の出願には意欲的であり、一例を挙げますと、特許第23038号（出願 明治45年4月23日、特許大正元年11月15日）として「沃土加理製造改良法」が登録されています。

現在の知的財産部門は1969年開発部の新設、1976年研究部と開発部の統合されたときの特許室から知的財産管理グループ、知的財産部、2009年の研究組織の再編とともに研究企画管理部知的財産グループへ改称し、現在に至っています。

なお、研究開発本部は研究企画管理部のほかに4つの研究部を持ち、約100名の研究者が開発を行っています。また国内の5工場も開発部門を持っています。2009年には中国上海交通大学薬学院内に共同研究センターを設立しました。知的財産グループでは、以上からの特許発明を扱っています。

3. わが社の知的財産活動

(1) 知的財産戦略

当社の知的財産の価値の増大をめざし、以下の知的財産方針を定めています。

- ① 関係部署と連携し、重要商品の特許網を確立させ事業への貢献を目指す。
- ② 他社の特許を調査し、自社製品に対する問題特許を予防する。
- ③ 知的財産に限らず営業関係契約に関し、契約書の作成、契約アドバイスをを行い、事業強化に貢献する。
- ④ 産学連携（国内外）を強化する。

(2) 発明の発掘および商品化

各関係部署の技術者と協力しあい、各製品の自社および他社の知的財産を調査、分析し、今後の出願方針を決定しています。

知財部員は、各研究グループのミーティングに積極的に参加して、現在の開発状況を把握し、商品の特許ポートフォリオの構築のためのアド

バイスを行っています。

社外弁理士に定期的に訪問をしてもらい、出願案件の打ち合わせの頻度を高め、研究員の特許に対するマインドを高めると共に、質の高い特許明細書の作成を目指しています。

商品開発においては、他社の特許権を検索・分析し、抵触判断が必要な場合、社外弁理士の見解書や鑑定書等を取得し対応策を検討するようにしている。

(3) 他社特許の監視

他社特許に対し、公開時より問題となりそうな特許をピックアップし、それを登録し、その経過を監視するシステムを構築しています。必要に応じ、情報提供を行い特許化の阻止を試みています。また、海外の特許調査も定期的に実施し、問題特許の発掘を始めています。

(4) 発明の奨励

1998年に特許実績補償制度を導入しましたが、更なる発明の奨励と活用のため、2006年に特許実績補償制度を大幅に改定しました。また、ノウハウの発掘と保護のために、2010年4月にノウハウ管理規定を設け、ノウハウに対しても報償制度を設けています。

(5) 知的財産権教育

教育は、知的財産部員および技術系社員に対し、日本知的財産協の研修コースおよび各種外部講習会に参加して、能力の向上を計るよう推進をしています。

4. 今後の計画

技術系中堅社員への知的財産の能力向上を目指し、積極的に研修等に参加するよう推進をしていきます。

また、若手の知的財産部員に対し、比較的長期な海外研修を実施する予定です。グローバル化に対応できる知財部員の育成を目指していきます。

(原稿受領日 2010年10月21日)